

(公財)全国高等学校体育連盟卓球専門部規約

第1章 総則

第1条 本専門部は(公財)全国高等学校体育連盟卓球専門部と称し、事務局を専門部長の指定する高等学校に置く。

第2章 目的および事業

第2条 本専門部(以下本部と称する)は(公財)全国高等学校体育連盟の目的に準拠し、(公財)日本卓球協会並びに全国教職員卓球連盟との関係を緊密にし、高等学校卓球競技の振興を図り、併せて全国各都道府県高等学校体育連盟卓球専門部(以下都道府県専門部と称する)相互の融和親睦を図ることを目的とする。

第3条 本部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 全国高等学校卓球選手権大会(以下全国選手権と称する)・全国高等学校総合体育大会卓球競技会(以下全国総体と称する)の主管。
- (2) 全国高等学校選抜卓球大会(以下全国選抜と称する)の主管。
- (3) 指導者講習会並びに選手強化事業。
- (4) その他目的を達成するために必要な事業。

第3章 組織

第4条 本部は都道府県卓球専門部をもって組織し、全国を次の3地域9ブロックに分け、各ブロックには(理事)を置く。

- (1) 東地域…北海道ブロック、東北ブロック、関東ブロック。
- (2) 中地域…北信越ブロック、東海ブロック、近畿ブロック。
- (3) 西地域…中国ブロック、四国ブロック、九州ブロック。

第4章 役員、評議員および事務局

第5条 本部に次の役員を置く。

- | | | |
|-----------|-----|--|
| (1) 専門部長 | 1名 | 評議員会で推戴する。 |
| (2) 副専門部長 | 若干名 | 専門部長が推薦する。 |
| (3) 理事長 | 1名 | 理事会で選出する。 |
| (4) 副理事長 | 若干名 | 理事会で選出する。 |
| (5) 理事 | 若干名 | 各ブロックが推薦した1名及び当年度と次年度の全国総体・全国選抜の開催都道府県から各1名を開催地理事として専門部長が委嘱する。なお、専門部長指名の理事6名以内と、理事待遇複数名を加えることができる。 |
| (6) 監事 | 2名 | 評議員会の推薦による。 |

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 専門部長は本部を統括代表する。
- (2) 副専門部長は専門部長を補佐し、専門部長事故ある時はこれを代行する。
- (3) 理事長は理事会の決議により本部の運営を統括する。
- (4) 副理事長は理事長を補佐し、本部の運営にあたる。
- (5) 理事は理事会を構成し、各ブロックを統括するとともに本部の運営を分担する。
- (6) 監事は会計および本部の運営を監査し、結果を理事会、評議員会に報告する。

第7条 役員の仕事は2カ年(全国高校総体理事会から翌々年の全国高校総体理事会)とし、再任を妨げない。

第8条 理事会は、専門部長、副専門部長、理事長、副理事長、理事、並びに監事で構成する。

第9条 評議員は、各都道府県専門部から各1名推薦され、47名で構成する。

第10条 本部は事務処理のため事務局を設ける。事務局に事務局長1名と、事務局員数名を置く。事務局長、事務局員は理事会が推薦した者を専門部長が任命する。

第11条 本部は顧問、参与を推戴する。理事会は、顧問、参与から意見を求めることができる。

第12条 本部は運営上必要のとき、理事会の議決を経て委員会を設ける。

第5章 会議

第13条 本部に次の会議を置く。

- (1) 評議員会は毎年定期に開催し、当該年度の事業および予算、決算、その他重要事項を審議決定する。
- (2) 理事会は必要に応じて部長が招集し、会務執行上の基本事項、並びに専門委員会からの提出議案、及び評議員会から委任された項、その他重要事項を審議決定する。
- (3) 正副理事長会、事務局会は必要に応じて部長が招集し、業務の遂行と議案の整理、作成を行う。

第14条 会議は構成人員の過半数（委任状を含む）で成立する。議案は出席者の過半数により、可否を決し可否同数の場合は議長が決する。ただし、規約改正については評議員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第6章 会計

第15条 本部の会計は分担金、補助金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第16条 本部の会計は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 表彰および慶弔

第17条 本部は役員・評議員等、優秀監督・選手・学校の表彰を行う。

第18条 本部は役員・評議員等、選手の慶弔を行う。

第8章 規定

第19条 本部は円滑な運営のため、必要に応じて規定を定めることができる。

第20条 規定の制定、改正は出席理事の3分の2以上の賛成を必要とする。

この規約は

昭和29年(1954)8月6日より施行する

昭和33年(1958)8月2日一部改正

昭和43年(1968)10月2日一部改正

昭和54年(1979)8月1日一部改正

昭和62年(1987)8月7日一部改正

平成5年(1993)8月6日一部改正

平成10年(1998)8月6日一部改正

平成13年(2001)8月7日一部改正

平成16年(2004)8月7日一部改正

平成20年(2008)8月2日第6条一部改正

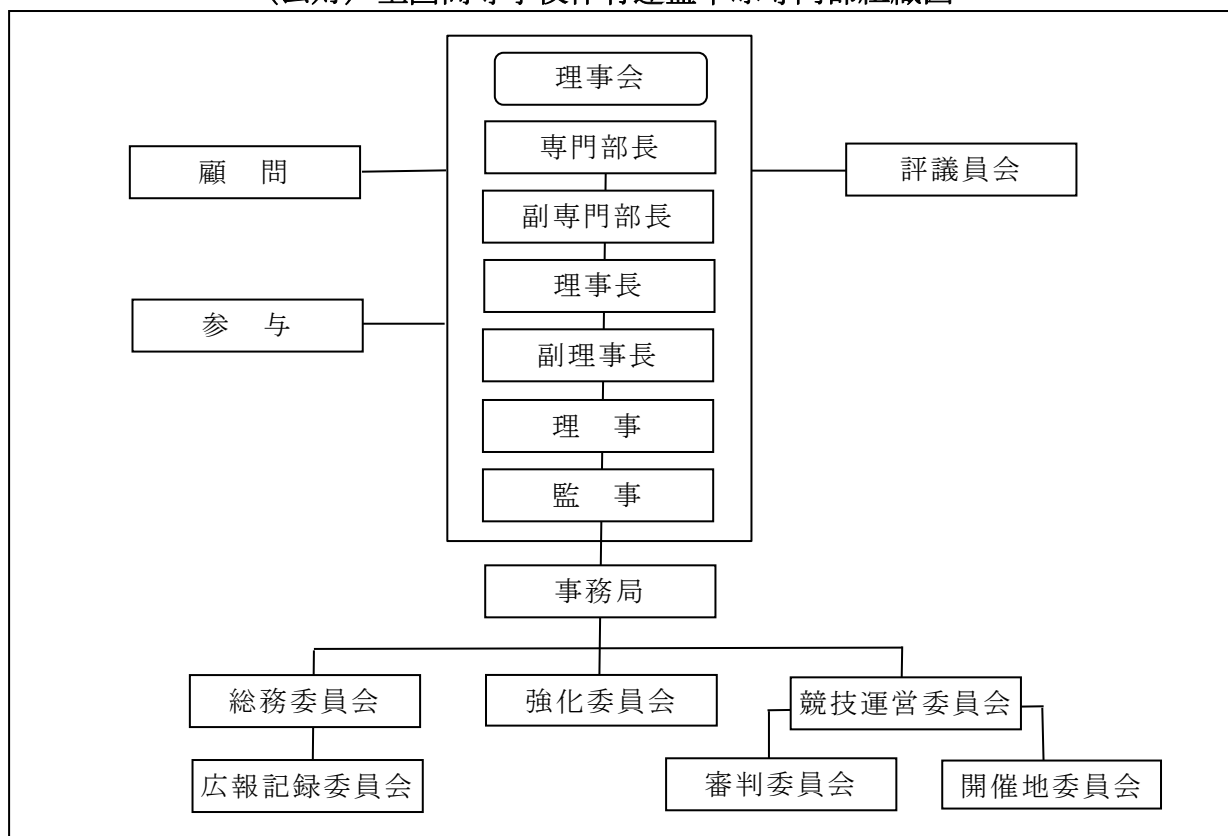
平成21年(2009)8月5日一部改正

平成27年(2015)8月9日第4条一部改正

平成30年(2018)8月3日第4・5・6・7条一部訂正

令和2年(2020)8月10日一部改正

(公財) 全国高等学校体育連盟卓球専門部組織図



(公財)全国高等学校体育連盟卓球専門部規定

第1条 規約第19条により次の規定を定める。

- 1 大会開催基準規定(出場数)
- 2 大会運営規定
 - [1] 競技方法
 - [2] 組み合わせ
 - [3] 競技運営要項
 - [4] 式典・表彰運営要項
 - [5] 外国籍選手出場制限
- 3 選手選考規定
- 4 役員・事務局規定
 - [1] 役員
 - [2] 事務局
- 5 顧問・参与推戴規定
- 6 委員会規定
- 7 強化委員会規定
- 8 会議規定
- 9 会計規定
- 10 表彰規定
 - [1] 役員・評議員等
 - [2] 優秀選手
 - [3] 連続・通算出場校
- 11 慶弔規定

第2条 この規定は毎年検討し、必要があれば改正し、周知徹底を図る。

- 1 全国総体時の理事会・評議員会で、問題点を聴取し、集約する。
- 2 全国選抜時の理事会で検討し、翌年度全国総体時の理事会・評議員会で決定する。

第3条 その年度の全国総体時の理事会・評議員会終了後すみやかに「規約・規定集」として全国に配布する。

第4条 この規定は

- 平成6年(1994)4月1日より施行する
- 平成14年(2002)8月6日一部改正
- 平成21年(2009)8月5日一部改正
- 平成27年(2015)8月9日第1・2・3条一部改正

1 大会開催基準規定(出場数)

- 第1条** 規約第3条(1)(2)の事業を円滑に運営するため、(公財)全国高等学校体育連盟大会基準要綱に基づきこの規定を定める。
- 第2条** 規約第3条(1)(2)の事業を開催する各都道府県の評議員(開催地専門委員)および開催地実行委員会はこの大会開催基準規定を誠実に履行するものとする。
- 第3条** 全国選手権・全国総体卓球競技会の大会開催基準は次のように規定する。
- (1) 大会規模(出場数)
- ① 学校対抗 男女48校、合計96校(各都道府県は1校とし、開催地に男女1校加える。また3年間継続して登録校数が200を超えている都道府県は特別枠1を追加する)。
ただし、記念すべき開催年度には(公財)全国高等学校体育連盟の承認により増加することもある。(例第80回大会)
- ② シングルス 最低男女各214名、合計428名(各都道府県は最低男女各4名とし登録者数の多い都道府県に男女各22名を最高4名までを配分するとともに開催地には男女各4名を加える)。
ただし、(公財)日本卓球協会より国際大会の代表として認められ、各都道府県予選会に出場できなかった者は第6条により加えることがある。
- ③ ダブルス 最低男女各107組、合計214組(各都道府県は最低男女各2組とし登録者数の多い都道府県に男女各11組を最高2組までを配分するとともに開催地には男女各2組を加える)。
ただし、(公財)日本卓球協会より国際大会の代表として認められ、各都道府県予選会に出場できなかった組は第6条により加えることがある。
- (2) 競技のあり方
- ① 原則として、男女同一の競技会場であること。
- ② 大会期間は、6日間以内とする。
- (3) 競技会場(体育館)は、(2)ルールに基づいた競技運営のため、次の規模等を基準とする。
- ① 床面積は、24台以上設置できるフロア(1台の競技区域は7m×14m)。
- ② 観覧席は、2,000席以上を有するものとする。
- ③ 室内温度は、競技が円滑にできるように調整する。
- (4) 練習会場
- ① 卓球台は、55台以上(1台の練習区域は6m×12m)
- ② 学校対抗出場数(110校)2校につき1台使用。
- (5) 宿泊施設
- ① 1,300名以上の収容力を有するものとする。(3種目出場者も若干いるが個人戦では1名の選手に1名の引率者が付くので、実数1,200名。他に役員・補助員、後開催地の視察団、報道関係者、応援団等の宿泊)
- ② 競技会場に近いこと。(選手のコンディションの調整と交通費の負担軽減)
- (6) 役員・補助員数
- ① 全国高体連卓球専門部からの大会・競技役員合わせて15名を基準とする。
- ② 開催地競技役員は200~250名を基準とする。
- ③ 補助員は300~350名を基準とする。
- ④ 審判員は公認審判員であること。1試合に主審(公認審判員・高校生も可)1名と副審(高校生も可)1名を1組とし、3組でローテーションを組む。
- (7) 輸送・交通
- ① 宿舎・練習会場・競技場間の移動について配慮する。
- ② 駐車場を確保する。
- 第4条** 全国高等学校選抜卓球大会の大会開催基準は次のように規定する。
- (1) 大会規模(参加数)
- ① 学校対抗参加校数は男女各56校
- ア) 前年度優勝校・準優勝校2校
但し、上記学校が不参加の場合は、代表枠を該当ブロックに与える。
- イ) 希望枠3校
東地域(北海道、東北、関東)、中地域(北信越、東海、近畿)、西地域(中国、四国、九州)に対して次のローテーションで代表枠を与える。
- ウ) 9ブロック(北海道、東北、関東、北信越、東海、近畿、中国、四国、九州)の代表数

は前々年度の（公財）全国高等学校体育連盟卓球専門部の加盟校数および（公財）日本卓球協会への登録人数を基準にして、男女別に前年度に算出する。ただし、記念すべき開催年度には、（公財）全国高等学校体育連盟の承認により、増加することもある。ただし、下限は3チーム、上限は10チームとする。

*（例）26年度出場数の場合の算出基準

24年度加盟校数、24年度（公財）日本卓球協会への登録人数⇒25年度に確定

	H28(大阪)	H29(福井)	H30(福岡)	R元(千葉)	R2(三重)	R3(栃木)	R4(愛知)
男子	関東	東北	北海道		関東	東北	北海道
	近畿	北信越	東海	中止	近畿	北信越	東海
	九州	中国	四国		九州	中国	四国
女子	北海道	関東	東北		北海道	関東	東北
	近畿	北信越	東海	中止	近畿	北信越	東海
	四国	中国	九州		四国	中国	九州

(2) 「学校対抗の部」算定基準

①全体通過数56

②ブロック通過数50

・基本配分25 ・加盟校比例配分12.5 ・登録人数比例配分12.5

ア) 基本配分25における基本係数は、各ブロック内における都道府県の割合を表す。

イ) 加盟校配分12.5における校数係数は、各ブロック内における加盟校数の割合を表す。

ウ) 登録人数配分12.5における人数係数は、ブロック内における登録人数の割合を表す。

エ) 配分数45～46では、「基本係数+加盟校係数+登録人数係数」の整数の部分の配分数とする。

オ) 残数加算数4～5では、「基本係数+加盟校係数+登録人数係数」の少数部分の上位4～5ブロックに配分する。

カ) 通過枠の上限を全体の20%の10とし、それを上回る枠については⑤において小数点の多いブロックに順次加配するものとする。

キ) 上記の通過数は毎年見直すものとする。

③推薦枠2

ア) 前年度選抜大会優勝校と準優勝校を推薦出場とする。

イ) 該当校が出場しない場合には、所属ブロックにその代表枠を与える。

④希望枠3

ア) 全国9ブロックを3つの地域に分けそれぞれの地域に代表枠1を与える

東地域 北海道・東北・関東

中地域 北信越・東海・近畿

西地域 中国・四国・九州

イ) 各地域内でローテーションを設定し、3年に1回は全てのブロックに代表枠1が加配される。

⑤開催地枠1

ア) 大会開催地の都道府県に通過枠1を配分する。

(3) シングルス男女各48名、合計96名（各都道府県から男女各1名に開催地から男女各1名を加え各校1名とする）。ただし、各都道府県予選会の学校対抗で1、2位に入賞した学校およびこの大会へ出場権を得た学校からは出場できない。

さらに、過去に下記の大会に出場、もしくはエントリーした者も出場できない。

ア) 全国高校選抜卓球大会（学校対抗・シングルス）

イ) 全国選手権・全国総体卓球競技会

ウ) 国民体育大会（予備登録選手を含む）

エ) 全日本卓球選手権（一般・ジュニア・ダブルス・混合ダブルス）

(4) 競技のあり方

①原則として、男女同一の競技会場であること。

②競技期間は、3日間以内とする。

(5) 競技会場（体育館）は、(4)に基づいた競技運営のため、次の規模等を基準とする。

①床面積は、24台以上設置できるフロア（1台の競技区域は7m×14m）。

- ②観覧席 2, 000席以上を有するものとする。
- ③室内温度 競技が円滑にできるように調整する。

- (6) 練習会場（可能なら）
 - ①卓球台56台以上（1台の練習区域は6m×12m）。
 - ②学校対抗出場数（112校）2校につき1台使用。
- (7) 宿泊施設
 - ①1, 300名以上の収容力を有するものとする。（個人戦では1名の選手に1名の引率者が付くので、実数1, 100名。他に役員・補助員、後開催地の視察団、報道関係者、応援等の宿泊）
 - ②競技会場に近いこと。（選手のコンディションの調整と交通費の負担軽減）
- (8) 役員・補助員数
 - ①全国高体連卓球専門部からの大会・競技役員あわせて15名を基準とする。
 - ②開催地競技役員は80～100名を基準とする。
 - ③補助員は150～200名を基準とする。
 - ④審判員は公認審判員であること。
- (9) 輸送・交通
 - ①宿舎・練習会場・競技場間の移動について配慮する。
 - ②駐車場を確保する。

第5条 出場しようとする全国大会の申込時に転校後6か月経過していない場合は、選手変更による学校対抗への出場は認めない。

第6条 全国総体個人戦（シングルス・ダブルス）特別枠の申請については、次のように規定する。

- (1) 国際大会で日本選手団として(公財)日本卓球協会から、推薦された優秀な選手がその大会期間が全国総体の各都道府県予選会と重なり、全国総体出場の機会を失う事から救済するための特別措置である。
- (2) 全国総体実施要項の参加制限の枠を越えて特別枠として認めるものである。
- (3) 特別枠の可否は(4)の基準と(5)の形式による申請方法に基づき理事会が決定する。
- (4) 基準
 - ①国外で開催される国際大会の場合は、日本を出発する日の前2日～帰国した翌日以後3日とする。
 - ②国内で開催される国際大会の場合は、大会開始の前1日～大会終了の2日後とする。
- (5) 国際大会とは以下のものとする。
 - ①世界選手権（団体・個人）
 - ②アジア競技大会
 - ③オリンピック（海外予選会）
 - ④アジア選手権大会
 - ⑤世界ジュニア大会
 - ⑥全国高体連海外遠征
 - ⑦上記以外の同等の大会については理事会で検討する。
- (6) 形式による申請方法
 - ①申請先 (公財)全国高体連卓球専門部長宛
 - ②申請期日 (公財)日本卓球協会等から国際大会で日本選手団として推薦を受け、都道府県の全国総体予選会の日程が決定して10日以内に申請する。なお、申請が認められ次第全国総体の正規の申し込みを行わなければならない。
 - ③申請書 次頁に示す。なお、他の書式については特に定めないが、これに準ずる。
- (7) 特に注意すべき点
 - ①全国総体都道府県予選会の形式が、地区予選会を経て都道府県予選会を行う場合と、地区予選会なしで直接都道府県予選会を行う場合がある。地区予選会が国際大会と重複するときは、都道府県専門部の責任において、都道府県予選会へ推薦出場させることとする。
 - ②ダブルスを推薦する場合は最低限度の数とし、当該学校の利益を主とした常識を逸脱したと思われるような組を推薦しないこと。
- (8) 申請後に国際大会か全国総体都道府県予選会の日程に変更が生じた場合には、関係都道府県の専門部の判断で結論を出すことなく、直ちにその旨を報告しなければならない。関係都道府県専門部はその責任において該当者を都道府県予選会に出場するよう、指導しなければならない。上記変更に伴う都道府県専門部長名による「特別枠申請取り下げ」の報告の際は、変更を確認できるよう次の書類を添付する。
 - ①(公財)日本卓球協会より当該学校長宛公文書・国際大会出場日程（写）
 - ②都道府県全国総体予選会要項（写）
- (9) 本部は「特別枠申請」に基づき可否を決定したならば、その旨を該当する都道府県専門部長

に通知しなければならない。

第6条の特別枠の申請を許可された者の学校対抗への出場制限について

次の期間内に行われる学校対抗の部への出場を認めない。

①国外での国際大会の場合、日本を出発する日の前2日～帰国した翌日以後3日の期間。

②国内での国際大会の場合、大会開始前1日～大会終了後2日の期間。

『申請書形式例』

		令和 年 月 日
(公財)全国高等学校体育連盟 卓球専門部長□□□□□様		◇◇都道府県高等学校体育連盟 卓球専門部長◇◇◇◇◇印
令和 年度全国高等学校総合体育大会卓球競技の特別枠についての申請		
このたび、(公財)日本卓球協会の推薦により日本代表として、下記大会に出場することになり、◇◇都道府県予選会に出場できませんので、必要書類を添付して全国総体への特別出場を申請します。		
記		
1. 国際大会の概要		
(1) 大会名	ヨーロッパ・ジュニア・オープン他	
(2) 期 日	令和 年 月 日～ 月 日	
(3) 集 合	令和 年 月 日 時成田空港	
(4) 解 散	令和 年 月 日 時関西空港	
(5) 開催地	フランス、オーストリア、ベルギー	
(6) 該当選手	○○○○○○	
2. 都道府県予選会の概要		
(1) 期 日	令和 年 月 日～ 月 日	
(2) 種 目	学校対抗、シングルス、ダブルス	
(3) 該当選手	○○○○○○・□□□□□□ (ダブルスのパートナー)	
3. □□□□□□の申請理由	○○○○○○と常時ペアを組んでおり、都道府県大会でも優秀な成績を収めておりますので、○○○○○○・□□□□□□組についても申請します。	
4. 申請推薦者(組)		
(1) 男女シングルス	×××高校△△年○○○○○○平成 年 月 日生	
(2) 男女ダブルス	×××高校△△年○○○○○○平成 年 月 日生	
	×××高校△△年○○○○○○平成 年 月 日生	
5. 添付書類		
(1)	(公財)日本卓球協会等より当該学校長宛公文書・国際大会出場日程写	
(2)	都道府県全国総体予選会要項写	
(3)	当該学校長より都道府県高等学校体育連盟卓球専門部長宛公文書写	

第7条 この規定は

平成6年(1994)4月1日より施行する

平成10年(1998)8月6日一部改正

平成11年(1999)3月25日一部改正

平成20年(2008)8月2日第6条一部改正第7条追加

平成21年(2009)8月5日一部改正

平成27年(2015)8月9日第6条一部番号(3)(5)改正・第7条一部改正

平成29年(2017)8月28日第3条(2)1(3)1第4条(2)1(3)1

第6条(1)一部改正

平成30年(2018)8月3日第3条(3)(5)(6)

第4条(1)(2)(5)(7)(8)一部改正

令和元年(2019)8月15日第3条(1)①第4条(3)一部改正

2 大会運営規定

[1] 競技方法

第1条 全国総体の競技方法は次の通りとする。

- (1) 全試合、11本5ゲームスマッチのトーナメント方式とする。
- (2) 学校対抗は次の方法で行う。
 - ①登録選手は4～7名とし、外国人留学生（永住権を有する者、外国籍選手を除く。以下同じ）は2名以内とする。
 - ②試合順序は次の通りとする。

1	2	3	4	5
S	S	D	S	S

3番のD（ダブルス）は、1番、2番のS（シングルス）に出場した選手同士で組むことはできない。なお、S（シングルス）はすべて異なる選手とする。

- ③外国人留学生は1試合につき1名が1回のみ（S・Dを問わず）出場できる。
- ④勝敗は、3試合先取で決する。
- ⑤試合は、2コートを使用する場合もある。

第2条 全国選抜の競技方法は次の通りとする。

- (1) 全種目11本5ゲームスマッチの予選リーグ、トーナメント方式とする。
 - ①予選リーグは男女各3～4校・3名ずつの16リーグとする。
 - ②トーナメントは男女各16校・16名トーナメント方式とする。
- (2) 学校対抗は次の方法で行う。
 - ①登録選手は4～7名とし、外国人留学生（永住権を有する者、外国籍選手を除く。以下同じ。）は2名以内とする。
 - ②試合順序は次の通りとする。

1	2	3	4	5
S	S	D	S	S

3番のD（ダブルス）は、1番、2番のS（シングルス）に出場した選手同士で組むことはできない。なお、S（シングルス）はすべて異なる選手とする。

- ③外国人留学生は、1試合につき1名が1回のみ（S・Dを問わず）出場できる。
- ④勝敗は、3試合先取で決する。
- ⑤試合は、2コートを使用する場合もある。

第3条 使用球及び使用台

- (1) 使用球は（公財）日本卓球協会公認の硬球で40mmホワイトとする。
- (2) 使用台は（公財）日本卓球協会公認のブルーとする。

第4条 この規定は

平成11年(1999)8月1日より施行する。
平成14年(2002)8月6日一部改正
平成16年(2004)8月7日一部改正
平成21年(2009)8月5日一部改正

[2] 組み合わせ

第1条 規約第3条(2)(3)の大会の組み合わせ（プログラム編成）は、指名された審判長を委員長とする委員会においてこの規定に従って作業しなければならない。

なお、強化委員会よりオブザーバーとして参加させ、意見を求めることができる。

第2条 委員会は各地区から選ばれた代表によって編成される。

第3条 全国高等学校卓球選手権大会・全国総体卓球競技会の組み合わせは、次のように規定する。

- (1) 学校対抗（T）の部（公開抽選）
 - ①抽選の時期
監督会議・開会式（第1日目）の前日
 - ②抽選の参加者
学校対抗出場の監督及び選手代表
 - ③抽選の会場
原則として男女同一会場
 - ④抽選の原則（同一都道府県のシード校同士の分散は考慮しない）
 - ア) 抽選順位を決める予備抽選を行う。（受付時）
 - イ) 予備抽選の順番に従って空いているトーナメント番号をクジで決定する。
 - ウ) 抽選は複数校が参加している都道府県の抽選順位を1校参加の都道府県より優先する。

(抽選順位は予備抽選順位に従う。)

エ) 複数校出場している都道府県のチームは、上下左右のゾーンにバランスを考慮して配分する。

オ) 抽選の結果、不都合が生じた場合には再度抽選を行う。

カ) 最終決定はこれを覆すことはできない。

⑤シードの決定

ア) 前年度全国総体1位の学校を第1シードとする。

イ) 前年度全国選抜1位の学校を第2シードとする。

備考 第1～2シードの該当校が同一の場合・出場していない場合・既にシードされている場合は前年度全国総体2位校を繰り上げ、次に前年度全国選抜2位校を繰り上げる。

ウ) 前年度全国総体2位の学校を第3シードとする。

エ) 前年度全国選抜2位の学校を第4シードとする。

備考 第3～4シードの該当校が同一の場合・出場していない場合・既にシードされている場合は前年度全国総体3位校を抽選で繰り上げ、次に前年度全国選抜3位校を繰り上げる。

オ) 第5～6シードは前年度全国総体3位校を抽選で決定する。

カ) 第7～8シードは前年度全国選抜3位校を抽選で決定する。

○第5～8シードの該当校が不足する場合は

○該当校が複数の場合→残っているシード位置の高い順に拾い上げて抽選する。

○該当校がない場合→前年度全国総体5位校・前年度全国選抜5位校が抽選して、位置を決定する。ただし、シード数をチーム数が上回る場合には、16シードの高い位置に置くものとする。

キ) 開催地第1代表チームはカ) に次いでシードの中で一番高い位置に置くものとする。

(2) ダブルス (D) の部

①組合せの原則

同一都道府県、同一学校の組は出場数に応じて均等に配置されなければならない。

なお、ランキング順のシードにより前記条件に触れる場合はランキングを下げる。

②シードの規模

ベスト8組から16組までをシードする。(可能な限りシードを行う。)

③シードの順序 (原則としてランキング順)

ア) 前年度全国総体の1～8位のDランキング組をシードする。

イ) 前年度全日本選手権1～8位のDランキング組をシードする。

ウ) 前年度全国総体1～16位のSランキングを有する者同士で組む組をシードする。

エ) 前年度全国総体1～16位のSランキングを有する者と、全日本選手権ランキング(シングルス1～16位・ダブルス1～8位・ジュニア1～8位)を有する者及び全日本選手権ランキングを有する者同士で組む組をシードする。

(ただし、優先順位は一般、ジュニアランキングの順位とする。)

オ) 一方が世界ランキング10位・前年度全日本選手権(ダブルス・シングルス)・前年度全国総体(ダブルス・シングルス)のランキングを有する者と組む組をシードする。

カ) 地区大会の成績や国際大会日本代表、NT、JNTメンバー等の条件を考慮し、強化委員会の責任者の意見を取り入れる。

④シードの配置

原則として同一都道府県、同一学校は準決勝までの対戦を避ける。なおランキング順のシードにより前記条件に触れる場合はランキングを1つ下げる。

(3) シングルス (S) の部

①組合せの原則

同一都道府県、同一学校の組は出場数に応じて均等に配置されなければならない。

なお、ランキング順のシードにより前記条件に触れる場合はランキングを下げる。

②シードの規模

ベスト16名から32名をシードする。(可能な限りシードする。)

③シードの順序 (原則としてランキング順)

ア) 前年度全国総体の1～4位のSランキング者をシードする。

イ) 世界ランキング直近10位(アンダー18)からシードする。

ウ) 前年度全日本選手権1～16位をシードする。

エ) ジュニアの部1～4位のSランキング者をシードする。

オ) 前年度全国総体の5～8位のSランキング者をシードする。

カ) 前年度全日本選手権ジュニアの部5～8位のSランキング者をシードする。

キ) 前年度全国総体9～16位のSランキング者をシードする。

ク) 前年度全国総体の17～32位、前年度全日本選手権17～32位・ジュニアの部9～

16位を抽選シードする。
ケ) 前年度全国中学大会1～2位、地区大会の成績、国際大会日本代表者、NT、JNTメンバー等の条件を考慮し、強化委員会の責任者の意見を取り入れる。

④シードの配置

原則として同一都道府県、同一学校は準決勝までの対戦を避ける。なおランキング順のシードにより前記条件に触れる場合はランキングを1つ下げる。

第4条 全国選抜の組み合わせは次のように規定する。

(1) 学校対抗(T)の部(公開抽選)

①抽選の時期

監督会議・開会式(第1日目)の前日

②抽選の参加者

学校対抗出場の監督及び選手代表

③抽選の会場

原則として男女同一会場

④抽選の原則

ア) 前年度全国選抜ベスト4・今年度全国総体ベスト4までをシードする。

イ) 各ブロック1位チームをシードの高い順に抽選で配置する。

ウ) 同一ブロックのチームが同一リーグに入らないように抽選する。

エ) 抽選順を決める予備抽選を行う。この順番に従って本抽選を行う。

オ) 本抽選は複数校が出場している都道府県のチームの抽選の順番を、単独で出場している都道府県のチームに優先して行う。(各々の抽選の順番は予備抽選の順番に従う。)

カ) 最終決定はこれを覆すことはできない。

⑤シードの規模

ア) 第1シードは前年度全国選抜1位チームとする。

イ) 第2シードは今年度全国総体1位チームとする。ただし、第1～2シードの該当校が同一の場合や出場しない場合は、前年度全国選抜2位チームを繰り上げる。次に今年度全国総体2位チームを繰り上げる。

ウ) 第3シードは前年度全国選抜2位チームとする。

エ) 第4シードは今年度全国総体2位チームとする。ただし、第3～4シードの該当チームが同一の場合や出場しない場合は、前年度全国選抜3位チームを抽選で繰り上げる。その後今年度全国総体3位チームを抽選で繰り上げる。

オ) 第5～6シードは前年度全国選抜3位チームとし、抽選にて決定する。

カ) 第7～8シードは今年度全国総体3位チームとし、抽選にて決定する。

キ) 各ブロック1位チームを空いているシードの高い位置に抽選にて決定する。

⑥ブロック1位チームの抽選

ア) 各リーグの1番に置くものとする。

イ) 抽選順に従って、ブロックの1位チームをシード校の入っていないシードの高いリーグに配置する。(分散は考慮しない)

⑦その他のチームの抽選

ア) 予備抽選の順番に従って、抽選を行う。(分散は考慮しない)

イ) 同一ブロック内のチームがすでに入っているリーグを引いた場合には抽選をやり直す。

ウ) 最終段階で再抽選できない場合は、そのままとする。

(2) シングルス(S)の部

①すべて事前抽選とする。

②抽選はその年度の評議員会の時に行う。

第5条

この規定は

平成2年(1990)7月4日一部改正

平成8年(1996)8月9日一部改正

平成9年(1997)8月6日一部改正

平成10年(1998)8月6日一部改正

平成14年(2002)8月6日一部改正

平成15年(2003)8月6日一部改正

平成17年(2005)8月7日一部改正

平成21年(2009)8月5日一部改正

平成27年(2015)8月9日一部改正

平成30年(2018)8月3日第4条一部改正

令和元年(2019)8月15日第1条第2条一部改正

[3] 競技運営要項

第1条 競技運営を円滑に進めるために、次の競技役員を置き、それぞれ業務を司る。

競技運営委員長	大会運営全般	審判長	審判上の最終決定
同 副委員長	同上補佐	副審判長	同上補佐
総務委員長	大会全般に関する事	進行委員長	競技進行全般
同 副委員長	同上補佐	同 副委員長	同上補佐
記録委員長	試合の記録全般	掲示委員長	掲示に関する全般
同 副委員長	同上補佐	同 副委員長	同上補佐
報道委員長	報道に関する全般	式典委員長	開閉会式、表彰式
同 副委員長	同上補佐	同 副委員長	同上補佐
表彰委員長	表彰に関する全般	会場委員長	会場に関する全般
同 副委員長	同上補佐	同 副委員長	同上補佐
庶務会計委員長	庶務会計全般		
同 副委員長	同上補佐		

第2条 正副委員長のほか主任、委員、補助員等を配置する。

第3条 日程についての留意事項

- (1) 開会式・表彰式・閉会式・競技日程・諸会議は無理のないように組む。
- (2) 総合開会式・行啓・日程等他の種目との関係を考慮する。
- (3) 競技(試合)は午前9時開始・午後6時終了を基本とする。
- (4) 選手1名の1日の試合数は1～7試合程度とする。

第4条 タイムテーブル作成上の留意事項

- (1) 各種目の1試合の時間は概ね次の通りとする。性別も考慮したい。
 - ①学校対抗(全国選手権・全国選抜とも1D4S)は90～150分
 - ②ダブルス(D)は30～40分
 - ③シングルス(S)は25～35分
- (2) 大会日程については学校対抗、ダブルス、シングルの順とし、進行委員や審判員の配置等を考慮する。
- (3) 準決勝・決勝のコートは観客や報道関係者を考慮して決める。
- (4) あらかじめ公表したタイムテーブルを変更する時は、できるだけ早く周知徹底を図る。

第5条 競技進行上の手順

- (1) 学校対抗(団体戦)の場合
 - ①競技場に入場後、審判員の指示によりコート内に選手のみ整列。
 - ②主将は主審に近い位置に立ち、互いに握手する。(監督はベンチで起立)。
 - ③オーダー紹介はせず、直ちに第1試合の選手がコートに入り準備をする。
 - ④選手は試合の最初と最後に選手同士及び審判員と握手する。(礼はしない)
 - ⑤競技場内でのミーティングは一切しないこと。
 - ⑥試合終了後すみやかに挨拶をして退場する。
- (2) 個人戦(ダブルス・シングルス)の場合、学校対抗の場合と同じ
- (3) 学校対抗では、最初からまたは途中から2コートを使用して行う事がある。

第6条 特に注意を要するルールについて

- (1) ゼッケンは(公財)日本卓球協会発行のものとする。
- (2) 学校対抗でアドバイスできる者はベンチにいる監督・選手のみとする。
- (3) 個人戦(ダブルス・シングルス)のアドバイザーについて
 - ①アドバイザーの資格は大会申込時にエントリーされた当該学校の選手・監督に限る。
 - ②アドバイザー(1名)は、試合開始時に選手とともに競技場に入場する。他のコートでアドバイスしていた場合には試合中にベンチに入ることができる。試合途中でコートを離れてもよいが、以後はそのコートに復帰できない。
- (4) 大会会場で掲示できる部旗は、その大きさを200cm×150cm以内とし、1校1枚とする(指定場所)会場によっては掲示できないこともある。

第7条 監督会議(監督会議資料)

- (1) 大会を円滑に運営するため大会の前に監督会議を開催し、協力を要請する。
- (2) 庶務関係の内容については、事前に連絡をすませておくこと。
- (3) 周知徹底を図る内容は次の事項とする。
 - ①競技役員の紹介
 - ②競技運営委員長の挨拶
 - ③審判長による競技上の詳細な注意(特にルール改正に伴う適用の方法)
 - ④監督の変更及び氏名等の印刷誤記の訂正
 - ⑤選手の変更(選手変更は原則として認めない)ア) 学校対抗の選手が申し込み後に、死亡・転校・自然災害により欠員が生じた時は、選手

変更を学校長名で当該大会開始前に競技運営委員長に提出され、承認を受けなければならない。(大会会場に公示される)

イ) 学校対抗の選手が申し込み後に、病気等によりやむを得ない場合は、学校長名・印をもって、所定の用紙に必要事項を記入し、診断書を添え、当該大会監督会議までに競技運営委員長に提出され、承認を受けなければならない。ただし、ダブルス・シングルのいずれかにエントリーされている選手を、あらたに学校対抗のメンバーに加えることは出来ない。

- ⑥開会式・閉会式・表彰式関係
- ⑦進行関係(タイムテーブル)
- ⑧会場関係(大会会場・練習会場)
- ⑨宿泊・弁当関係
- ⑩その他(開催地が必要と認めた最小限の事項)

第8条 ランキング決定方法(全国総体)

- (1) ランキングの決定は大会時にランキング委員会を設置して行う。
- (2) 委員は正副競技運営委員長、審判長、記録委員長とし、競技運営委員長がランキング委員長を務める。資料は記録委員長が作成する。
- (3) ランキングは個人戦(ダブルス・シングルス)について行う。
- (4) ダブルスはベスト8まで、シングルスはベスト16までとし、ランキング証を授与する。
- (5) ランキングは可能な限り客観的に迅速に決定されなければならない。
- (6) 優勝者は第1位、準優勝者は第2位とし、第3～4位は準決勝で敗退した者、第5～8位は準々決勝で敗退した者、第9～16位は準々決勝に進出出来なかった者の中から、決定される。
- (7) 第3～4位、第5～8位、第9～16位は、次の資料をもとに決定される。

[優先順位]

- ①ランキング決定直前の試合内容
 - ア) ゲームの得失比率
 - イ) ポイントの得失比率
 - ②ランキング決定の前々の試合内容
 - ア) ゲームの得失比率
 - イ) ポイントの得失比率
 - ③前年度のランキング、シード順位
 - ④今大会の他の試合内容、上位シード者との試合内容など
- (8) ランキングは閉会式で発表されるとともに大会会場に掲示される。

第9条 この規定は

平成6年(1994)4月1日より施行する。
平成11年(1999)8月1日一部改正
平成14年(2002)8月6日一部改正
平成21年(2009)8月5日一部改正
平成29年(2017)7月28日第3条(4)第4条(1)③第5条(3)一部改正

[4] 式典・表彰運営要項

第1条 規約第3条(1)(2)の開会式・閉会式・表彰式の式典・表彰は次の如く規定する。

第2条 規約第3条(1)(2)の大会を開催する各都道府県評議員(開催地専門委員)および開催地実行委員会はこの規定を誠実に履行するものとする。

第3条 式典・表彰は選手のコンディション調整や観衆に配慮し競技運営に支障のないように行う。(表彰は第5条により種目毎に行い、タイムテーブルに組み込む。)

第4条 式典の次第(全国総体を主として)

- (1) 開会式
 - ①開式通告
 - ②選手入場
 - ③開会宣言
 - ④優勝旗・優勝杯等返還・レプリカ授与
 - ⑤開会の挨拶
 - ⑥歓迎の言葉
 - ⑦選手宣誓
 - ⑧閉式通告
 - ⑨表彰(連続・通算出場、栄光賞、前年度開催地) 大会委員長(専門部長)
 - ⑩選手退場
- 競技運営委員長
大会委員長(専門部長)
大会委員長(専門部長)
開催地高校生代表
開催地選手代表

- (2) 閉会式
 ①開式通告
 ②選手入場・整列
 ③成績発表・表彰
 ④ランキング発表
 ⑤ランキング証授与
 ⑥閉会の挨拶
 ⑦閉会宣言
 ⑧閉式通告
 ⑨選手退場
- 審判長、開催地と本部役員で8名
 競技運営委員長（理事長）
 競技運営委員長（理事長）
 大会副委員長（開催地専門部長）
 競技運営副委員長（開催地専門委員長）
- (3) 表彰式（全国総体の学校対抗・ダブルス）
 ①開式通告
 ②選手入場・整列
 ③成績発表・表彰
 ④閉式通告
 ⑤選手退場
- 審判長、開催地と本部役員

第5条 式典・表彰で留意すべき事項

- (1) 開催地外役員の式典出席者およびその者の挨拶・表彰（前年度開催地・連続出場・栄光賞）について、早めに打ち合わせを行って確定する。
- (2) 開催地本部役員の式典出席者およびその者の挨拶・表彰について、開催地実行委員会の担当者として事前に打ち合わせを済ませ確定させる。その際表彰者について特に配慮する必要がある。
- (3) 上記(1)(2)の挨拶の所要時間は要項を示し、関係者に事前に連絡をして了解をとること。併せて表彰者の割振りを考える。
- (4) 実施要項と実施細則を区分して、前者で大綱を示し、後者は総括責任者と関係部門責任者で詳細を協議して、これを決定する。
- (5) 被表彰者が多いので種目毎に表彰する。競技に支障をきたさず、表彰者・被表彰者の都合、観衆へのサービスを考慮して出来る限り早め実施する。
- (6) プラカード係の指導はプラカードの持ち方と行進の仕方について、十分に行うこと。特に正面を通過する時、湾曲しないこと。
- (7) 開会式前後行われるアトラクションは15～20分程度とする。
- (8) 実施要項と実施細則が確定したら各担当責任者との事前打ち合わせを持ち、パート毎の練習を行いその積み重ねの後に総合練習を実施する。
- (9) 各項目別に出来るだけ詳細に式典の所要時間の設定を行う。（役員・補助員の集合から始まり、事前の集合から退場後の選手団の席への誘導まで）
- (10) 閉会式後に開催地外役員の代表による開催地役員・補助員への謝辞を述べるため3分程度の機会を設定する。
- (11) 看板から賞状にいたる諸物品の購入・制作・借用を確定する。特に大切なのは、賞状作成の所要時間を計算して、作業場所・人員の配分数を考える。また本部事務局分と開催地分の区別を確認する。（ドライヤーを準備すると便利）
- (12) ブラスバンド・合唱団・プラカード担当補助員等による練習の際に卓球台の撤去・移動が必要な場合は、審判・会場担当者と同時に進行が必要がある。
- (13) 競技場フロアに式典用マーク（ビニールテープを使用）をする際には、式典関係者および(7)の担当者も立ち会う事。
- (14) 閉会式直前の競技場フロアの状況を十分に把握し、調整の必要ある場合は他の部門の了解を求める。特に最終試合が予定より早く終了した場合は、式の開始を操り上げるなど観衆の退席を防ぐため配慮が必要である。
- (15) 式典総括責任者は全体を掌握するために、各部門の責任者よりスタンバイの合図をうけ開始を指示することができる。しかし、(1)(2)の出席者に変更、遅延が生じた時は、競技運営副委員長（開催地委員長）の指示で適切な処置を行う。
- (16) 受付案内係の中に専門に(1)(2)の担当者を設けて、出席者を控室に案内し、(1)に式典の内容（席順・授与行為の有無・内容）を説明し、指定時間には式場に案内する。そして、指定時間には出欠の有無・遅延等を式典総括責任者に報告する。
- (17) 最終総合予行練習は関係担当者により式典開始前のフロアの状況をセッティングし、入賞者・学校を所定の時間・場所に誘導するところまで行う。
- (18) 皇族行幸啓が予定されている場合は式典業務にとり入れ、宮内庁・警察等との綿密な打ち合わせが必要となる。

第6条 全国選手権・全国総体の表彰は次のように規定する。

- (1) 各種目の表彰は決勝戦終了後に実施する。学校対抗とダブルスは競技日程の中で、シングルスは閉会式で行う。

(2) 開会式での表彰

①優勝杯返還

ア) 優勝杯等の種目別種類と数

○学校対抗	優勝	優勝旗(卓球専門部)	男・女
		文部科学大臣杯	男・女
		全国高等学校体育連盟会長杯	男・女
	準優勝	準優勝杯(卓球専門部)	男・女
○ダブルス	優勝	優勝杯(卓球専門部)	男・女
○シングルス	優勝	優勝杯(卓球専門部)	男・女
イ) 返還時に次のようにレプリカを贈呈する。(都道府県実行委員会)			
○学校対抗	優勝		男・女各1個
	準優勝		男・女各1個
○ダブルス	優勝		男・女各2個
○シングルス	優勝		男・女各1個

②前年度開催地表彰

ア) 前年度開催地の評議員(専門委員長)を表彰する。

イ) 感謝状・記念品を贈呈する

○感謝状は事務局(専門部長名)で用意する。

○記念品は開催地で準備して、費用については(公財)全国高体連卓球専門部負担とする。

ウ) 表彰者が複数の場合は、(公財)全国高体連卓球専門部負担とする

③連続・通算出場表彰

ア) 10年、20年、・・・と10年増すごとに表彰する。(通算は20回から)

イ) 表彰状・記念品を贈呈する。

○表彰状は事務局(専門部長名)で用意する。

○副賞は事務局がトロフィー等を用意する。

④栄光賞は国際大会・全日本選手権大会(一般)で優秀な成績をあげた選手を表彰する。

(国際大会の監督は監督会議で授与する)

ア) 優秀な成績とは3位以内を目途とする。

イ) 盾を贈呈する。(事務局)

⑤記念大会(例えば第80回大会)等の表彰はその前年までに決める。

(3) 表彰式

①次の競技種目別の表彰を行う。

ア) 学校対抗

- 優勝校 男女各1校
 - ☆賞状 (公財)全国高等学校体育連盟会長(都道府県実行委員会)
 - (公財)全国高等学校体育連盟卓球専門部長(事務局)
 - ☆表彰状 文部科学大臣
 - ★優勝旗 (卓球専門部・持ち回り)
 - ★文部科学大臣杯 (持ち回り)
 - ★(公財)全国高等学校体育連盟会長杯 (持ち回り)
 - ☆NHK盾 (取りきり)
 - ☆メダル (金)選手(都道府県実行委員会)
- ◇開催地より賞状又は記念品等が贈呈されることがある。

- 準優勝校 男女各1校
 - ☆賞状 (公財)全国高等学校体育連盟会長(都道府県実行委員会)
 - (公財)全国高等学校体育連盟卓球専門部長(事務局)
 - ☆準優勝杯 (卓球専門部・持ち回り)
 - ☆メダル (銀)選手(都道府県実行委員会)
- 第3位校 男女各2校
 - ☆賞状 (公財)全国高等学校体育連盟会長(都道府県実行委員会)
 - (公財)全国高等学校体育連盟卓球専門部長(事務局)
 - ☆メダル (銅)選手(都道府県実行委員会)
- 第5位校 男女各4校
 - ☆賞状 (公財)全国高等学校体育連盟会長(都道府県実行委員会)
 - (公財)全国高等学校体育連盟卓球専門部長(事務局)

イ) ダブルス

- 優勝 男女各1組
 - ☆賞状 (公財)全国高等学校体育連盟会長(都道府県実行委員会)
 - (公財)全国高等学校体育連盟卓球専門部長(事務局)

- ★優勝杯 (卓球専門部・持ち回り)
- ☆メダル (金) 選手 (都道府県実行委員会)
- ◇開催地より賞状又は記念品等が贈呈されることがある。
- 準優勝 男女各1組
- ☆賞状 (公財) 全国高等学校体育連盟会長 (都道府県実行委員会)
(公財) 全国高等学校体育連盟卓球専門部長 (事務局)
- ☆メダル (銀) 選手 (都道府県実行委員会)
- 第3位 男女各2組
- ☆賞状 (公財) 全国高等学校体育連盟会長 (都道府県実行委員会)
(公財) 全国高等学校体育連盟卓球専門部長 (事務局)
- ☆メダル (銅) 選手 (都道府県実行委員会)
- 第5位 男女各4組
- ☆賞状 (公財) 全国高等学校体育連盟会長 (都道府県実行委員会)
(公財) 全国高等学校体育連盟卓球専門部長 (事務局)

(4) 閉会式

①シングルス

- 優勝 男女各1名
- ☆賞状 (公財) 全国高等学校体育連盟会長 (都道府県実行委員会)
(公財) 全国高等学校体育連盟卓球専門部長 (事務局)
- ★優勝杯 (卓球専門部・持ち回り)
- ☆メダル (金) 選手 (都道府県実行委員会)
- ◇開催地より賞状又は記念品等が贈呈されることがある。
- 準優勝 男女各1名
- ☆賞状 (公財) 全国高等学校体育連盟会長 (都道府県実行委員会)
(公財) 全国高等学校体育連盟卓球専門部長 (事務局)
- ☆メダル (銀) 選手 (都道府県実行委員会)
- 第3位 男女各2名
- ☆賞状 (公財) 全国高等学校体育連盟会長 (都道府県実行委員会)
(公財) 全国高等学校体育連盟卓球専門部長 (事務局)
- ☆メダル (銅) 選手 (都道府県実行委員会)
- 第5位 男女各4名
- ☆賞状 (公財) 全国高等学校体育連盟会長 (都道府県実行委員会)
(公財) 全国高等学校体育連盟卓球専門部長 (事務局)

②表彰規定 [優秀選手] にもとづき次の表彰を行う。

- ア) 殊勲賞 男女各1名
- ☆盾 (事務局)
- イ) 敢闘賞 男女各1名
- ☆盾 (事務局)

ウ) ランキング証

- ☆ダブルス 男女各8組 (32枚)
- ☆シングルス 男女各16名 (32枚)
- ☆賞状 (公財) 全国高等学校体育連盟卓球専門部長 (事務局)

第7条 全国選抜の開会式・閉会式・表彰式の表彰は次のように規定する。

(1) 各種目の表彰は決勝戦終了後に実施する。

(2) 開会式

①優勝旗返還

ア) 優勝旗等の種目別種類

- 学校対抗 優勝 優勝旗 (卓球専門部 (持ち回り)) 男・女
- シングルス 優勝 優勝杯 (卓球専門部 (持ち回り)) 男・女
- イ) 返還時に次のようにレプリカを贈呈する。(卓球専門部)
- 学校対抗 優勝 男・女各1個

②前年度開催地表彰

- ア) 前年度開催地の評議員 (専門委員長) を表彰する。
- イ) 感謝状・記念品を贈呈する
- 感謝状は卓球専門部で用意する。
- 記念品は開催地で準備して、費用については (公財) 全国高体連卓球専門部負担とする。

③連続・通算出場表彰

- ア) 10年、20年、・・・と10年増すごとに表彰する。(通算は20回から)
- イ) 表彰状・記念品を贈呈する。

○表彰状、記念品は卓球専門部で用意する。

④記念大会（例えば第20回大会）等の表彰はその前年までに決める。

(3) 閉会式

優勝旗、優勝杯、賞状、メダル、レプリカについては（公財）全国高等学校体育連盟卓球専門部で用意する。

①学校対抗の表彰を行う。

○優勝校 男女各1校

☆優勝旗

☆賞状 (公財) 日本卓球協会 (公財) 全国高等学校体育連盟卓球専門部長

☆メダル (金) 選手・監督

◇開催地より賞状又は記念品等が贈呈されることがある。

○準優勝校 男女各1校

☆賞状 (公財) 日本卓球協会 (公財) 全国高等学校体育連盟卓球専門部長

☆メダル (銀) 選手・監督

○第3位校 男女各2校

☆賞状 (公財) 日本卓球協会 (公財) 全国高等学校体育連盟卓球専門部長

☆メダル (銅) 選手・監督

○第5位校 男女各4校

☆賞状 (公財) 全国高等学校体育連盟卓球専門部長

★メダルは授与しない

②シングルスの表彰を行う。

○優勝 男女各1名

☆賞状 (公財) 日本卓球協会 (公財) 全国高等学校体育連盟卓球専門部長

★優勝杯 (持ち回り)

☆メダル (金) 選手

☆レプリカ (事務局)

◇開催地より賞状又は記念品等が贈呈されることがある。

○準優勝 男女各1名

☆賞状 (公財) 日本卓球協会 (公財) 全国高等学校体育連盟卓球専門部長

☆メダル (銀) 選手

○第3位 男女各2名

☆賞状 (公財) 日本卓球協会 (公財) 全国高等学校体育連盟卓球専門部長

☆メダル (銅) 選手

○第5位 男女各4名

☆賞状 (公財) 全国高等学校体育連盟卓球専門部長

★メダルは授与しない

③表彰規定〔優秀選手〕にもとづき次の表彰を行う。

ア) 殊勲賞 男女各1名

☆盾 (事務局)

イ 敢闘賞 男女各1名

☆盾 (事務局)

第8条

この規定は

平成6年(1994)4月1日より施行する

平成11年(1999)8月1日一部改正

平成14年(2002)8月6日一部改正

平成21年(2009)8月5日一部改正

平成26年(2014)8月4日一部改正

平成27年(2015)8月9日一部改正

平成30年(2018)8月3日第5条(7)一部改正

令和元年(2019)8月15日一部改正

[5]外国籍選手の大会出場制限

定義 従来の外国籍選手を次のように2通り(選手、留学生)に分けて定義する。

☆外国籍選手・・・「日本で生まれた者で引き続き3年以上日本に住所または居住を有する者
または、引き続き10年以上日本に居住を有する者(外国から移住した者)」

☆外国人留学生・・・「一定期間査証(ビザ)を取得して、卒業を目的として日本の高校に在籍する者」

以上より、外国籍選手については、今までの規定の中にある永住権を有する者と同じ扱いをするものとする。

補足（永住権、帰化についての解説）

ア）永住権とは

外国人がその国の国籍を所有しなくとも永住できる権利。その権利を有する者を永住者と呼ぶ。

○取得要件について

10年以上在留（我が国への貢献が認められれば5年）しており、素行良好、生計維持能力、健康状態、身元保証人などの条件が整備されていること。

イ）帰化とは

ある国家の国籍を有しない外国人が国籍の取得を申請して、ある国家がその外国人に対して新たに国籍を認めること。

○取得要件

(1) 普通帰化

- ① 5年以上引き続き日本に住所を有すること。
- ② 20歳以上で本国法によって行為能力を有すること。
- ③ 素行が善良であること。
- ④ 自己または配偶者によって生計を営むことができること。

(2) 特別帰化

日本人の配偶者である場合、居住要件は5年以上から3年以上に緩和される。また、婚姻後3年経過していれば、居住要件は1年以上に緩和される。

20歳未満でも帰化が可能である。

補足・・(公財)日本卓球協会（全日本卓球選手権大会・ジュニアの部）の参加資格

- ① 日本国民であった者の子で引き続き3年以上日本に住所または居住を有する者。
- ② 日本で生まれた者で引き続き3年以上日本に住所または居住を有する者。
- ③ 引き続き10年以上日本に居住を有する者。
- ④ 日本国民の配偶者たる外国人で婚姻の日から3年を経過し、引き続き1年以上日本に住所を有する者。

第1条（適用範囲）

この規定は全国総体・全国選抜における学校対抗・個人戦に適用する。

第2条（大会出場時期制限）

年度途中より日本の高校に在籍した者は、在籍後6ヶ月間出場できない。ただし一家転住などのやむを得ない場合で、当該県高体連会長が許可した者はこの限りでない。

第3条（学校対抗のエントリー数・オーダー編成・出場回数制限）

- (1) 永住権を有する者・外国籍選手は大会開催要項の規定人員（現在7名）までエントリーすることができる。試合のオーダー編成・出場回数に制限しない。
- (2) 外国人留学生（一定期間査証（ビザ）を取得（更新）し、卒業を目的に日本の高校に在籍する者）は大会開催要項の規定人員（現在7名）のうち2名までエントリーすることができる。試合のオーダー編成には2名のうち1名のみ起用することができるが、出場は1回のみとする。ただし、試合の都度他の1名と交替して、オーダーを編成することができる。

第4条（個人戦出場制限）

個人戦は永住権を有する者・外国籍選手の制限はないが、外国人留学生（一定期間査証（ビザ）を取得（更新）し、卒業を目的に日本の高校に在籍する者）は次のように出場制限する

- (1) ダブルスは1校1名とし、全国総体出場組は1都道府県1組（ただし、ペアは日本国籍又は永住権を有する者）とする。
- (2) シングルスも1校1名とし、全国総体出場者数が6名以下の都道府県は1名、7名以上の都道府県は2名以内とする。

第5条（確認）

- (1) 各都道府県高等学校体育連盟卓球専門部委員長は、外国人留学生がいる場合は、4月当初もしくはその事実が発生した後できるだけ速やかに、次の書式により、偏・入学許可証及びパスポートの写しを添えて、(公財)全国高等学校体育連盟卓球専門部長に報告する。
- (2) (公財)全国高等学校体育連盟卓球専門部は、各都道府県高等学校体育連盟卓球専門部委員長からの報告及び(公財)日本卓球協会の登録をもとに、本国卓球協会に当該選手の年齢・出入国年月日等を確認する。
- (3) 上記(1)の報告を行った選手も、年度が変われば更新する。

『申請書形式例』

	令和 年 月 日
(公財)全国高等学校体育連盟 卓球専門部長□□□□□□様	◇◇都道府県高等学校体育連盟 卓球専門部長◇◇◇◇◇◇印
令和 年度外国人留学生についての(申請・更新) このたび外国人留学生が下記の学校に在籍することになりましたので、必要書類を添付して (申請・更新)いたします。	
記	
1. 氏名(ふりがな記入)・	
2. 性別及び年齢(生年月日記入)	
3. 国籍及び本国住所	
4. 在籍学校名	
5. 在籍の事実が発生した年月日	
6. 添付書類	
(1) 編・入学許可証写	
(2) パスポート写	
(3) 所属長からの申請書(学校→都道府県専門部長) *形式はこれに準じる	
(4) 更新の場合の添付書類は高等学校の在籍証明書のみ提出となります。	

- 第6条** この規定は
平成3年(1991)の大会より適用する
平成6年(1994)3月27日一部改正
平成8年(1996)8月9日追加改正
平成9年(1997)8月6日一部改正
平成10年(1998)8月6日一部改正
平成11年(1999)3月25日一部改正
平成14年(2002)8月6日一部改正
平成15年(2003)3月6日一部改正
平成17年(2005)8月7日一部改正
平成21年(2009)8月5日一部改正
平成27年(2015)8月9日一部改正
令和元年(2019)8月15日一部改正

3 選手選考規定(国際大会・強化合宿等)

- 第1条** 国際大会・遠征は選手および指導者の技術力向上と国際交流を目的とする。強化合宿は、海外遠征の選考、選手および指導者の技術力向上力並びに精神力の向上を目的とする。
- 第2条** 国際大会・遠征・強化合宿等の選手選考はすべてこの規定によって行われる。
- 第3条** 選手選考は、強化委員会が行う。
- 第4条** 国際大会・遠征に出場する選手は、次の基準のいずれかを満たす者の中から成績を優先しつつ将来性・体力・疾病の有無等をも考慮して選考する。
- (1) 前年度全国高校総体シングルスランキング16位以内の者。
 - (2) 前年度全日本ジュニアランキング8位以内の者。

- (3) (公財)日本卓球協会強化本部より特に推薦された者。
 - (4) 前年度(公財)全国高等学校体育連盟卓球専門部強化合宿において優秀と認められた者。
- 第5条** 強化合宿に参加する選手は、次の基準のいずれかを満たす者の中から成績を優先しつつ、将来性・体力・疾病の有無等をも考慮して選考する。
- (1) 同年全国高校総体シングルのランキング32位以内の者。
 - (2) 同年全日本ジュニアランキング16位以内の者。
 - (3) 前回の(公財)全国高等学校卓球部強化合宿において優秀と認められた者。
 - (4) 地域に偏りがある場合は、地域から推薦された者。
 - (5) 開催県から推薦された者。
- 第6条** 日本・韓国・中国ジュニア交流の選手は、前年度全国高校総体、強化合宿(春季・冬季)により、選考された選抜チームを派遣する。
- 第7条** 国際大会・遠征、日本・韓国・中国ジュニア交流の団長は、専門部長が推薦し、監督・コーチ・役員は本専門部(強化委員会)が推薦する。
- 第8条** この規定は
 昭和63年(1988)8月1日より適用する
 平成6年(1994)8月7日一部改正
 平成7年(1995)7月31日第1条、第3～7条改正
 平成9年(1997)8月6日一部改正
 平成21年(2009)8月5日一部改正
 平成27年(2015)8月9日一部改正

4 役員・事務局規定

[1] 役員

- 第1条** 副専門部長は原則として地域を考慮して、それぞれ1名ずつ、各都道府県の専門部長・専門委員長または部長より推薦された者の中から評議員会で推戴する。開催地副専門部長の任期は、開催前年度の4月より開催年度の全国総体時までとする。
- 第2条** 理事長は副専門部長を兼ねる。(公財)日本卓球協会の理事となる。ただし理事長の都合により、前理事長または副理事長が(公財)日本卓球協会の理事となることもある。
- 第3条** 副理事長は原則として地域を考慮して、それぞれ1名ずつ理事会で選出する。(公財)日本卓球協会の専門委員会の委員に推挙される。
- 第4条** 理事は9ブロックから各1名を評議員の中から地区で推薦。さらに専門部長指名理事6名以内及び当年度と次年度の全国総体・全国選抜の開催都道府県から1名を加える。
- 第5条** 会計担当者は評議員の中から理事長が推薦し、理事会の承認を受ける。
- 第6条** 監事は本会役員又は評議員として経験を持つ者から評議員会で推薦する。
- 第7条** この規定は
 平成6年(1994)4月1日より施行する
 平成10年(1998)8月6日一部改正

[2] 事務局

- 第1条** 事務局は総務・会計・広報・強化の4部門に分けられ、総務委員会・強化委員会・競技運営委員会の運営を担当する。
- 第2条** 事務局長については次のように定める。
- (1) 副理事長が兼務する。
 - (2) 任期は役員に準ずる。
- 第3条** 事務局員については次のように定める。
- (1) 事務局員は数名とし、内2名以内は理事待遇とする。
 - (2) 本会役員として経験を持つ者から推薦する。
 - (3) 業務に必要な経費以外の手当等は支給しない。
 - (4) 任期は役員に準ずる。
- 第4条** 「年報」の編集長を置く。
- (1) 副理事長または理事が担当する。
 - (2) 「年報」編集に必要な費用を統括する。
- 第5条** この規定は
 平成6年(1994)4月1日より施行する
 平成13年(2001)8月7日一部改正
 平成14年(2002)8月6日一部改正
 平成21年(2009)8月5日一部改正
 令和2年(2020)8月10日一部改正

5 顧問・参与推戴規定

第1条 規約第10条に規定されている顧問・参与の推戴のため、この規定を定める。

第2条 推戴の基準は次の通りとする。

(1) 顧問

- ①正副部長を勤めた者
- ②正副理事長を5年以上勤めた者

(2) 参与

- ①正副理事長を5年未満勤めた者
- ②理事・監事を5年以上勤めた者

(3) 特別推戴

- ①上記基準に該当しない場合でも、その功績顕著なときは理事会において顧問・参与に推戴することができる。

第3条 任期は次の通りとする。

(1) 顧問

- ①部長の場合終身
- ②副部長及び正副理事長の場合5年

(2) 参与

- ①5年

第4条 推戴の手続きは次の通りとする。

(1) 総務委員会で原案を作成する。

(2) 理事会で決定する。

第5条 任期中は全国総体・全国選抜の案内状を送付する。

第6条 この規定は

平成元年(1989)より施行する。ただし、推戴の基準は専門部発足時に遡及して適用する

平成13年(2001)8月7日一部改正

平成30年(2018)8月3日第1条第2条(4)一部改正

6 委員会規定

[1] 委員会

第1条 規約第12条に基づき、会務執行のため、次の委員会を設ける。

(1) 総務委員会

(2) 強化委員会

(3) 競技運営委員会

第2条 各委員会はおおむね次の事項を処理する。

(1) 総務委員会

企画、規約・規定、事業計画(開催地)、会計(登録)、広報(年報)、表彰、慶弔、議事録、外部団体との折衝、ホームページ管理、年報、外国人留学生登録、プロ扱い申請・広報記録委員会の運営、等

(2) 強化委員会

競技力向上、遠征、研修会(合宿)、選手選考、指導者育成、等

(3) 競技運営委員会

大会要項、競技運営要項、審判基準(ルール)、規約・規定、アンチドーピング等、開催地委員会の運営、審判委員会の運営、等

第3条 各委員会の委員(以下「委員」という)は理事・評議員・事務局員・ブロックから推挙させた者をもってあてる。

第4条 委員の任期は役員の任期に準ずる。

第5条 委員長は原則として副理事長が兼ね、理事会にてこれを決定する。

第6条 各委員会は全国総体時に定期的開催し、その他必要に応じて開催する。

第7条 各委員会は必要に応じ理事会の承認により専門委員会を設けることができる。

第8条 各委員会に次の専門委員会を置く。

(1) 総務委員会・・・広報記録委員会

(2) 強化委員会

(3) 競技運営委員会・・・開催地委員会・審判委員会

第9条 各専門委員会の委員は次のように選出する。

(1) 広報記録委員は各ブロックから1名ずつ評議員が担当する。

(2) 強化委員は各ブロックから1名ずつ選出するとともに、必要により若干名を加える。

(3) 競技運営委員は、ブロック理事が兼ねる。

- (4) 開催地委員は全国総体・全国選抜・冬季合宿の開催地の評議員とする。
- (5) 審判委員は経験・資格をもとに、原則として評議員より選出する。
- (6) 選出時期は第10条による。

第10条 各専門委員の任期は次の通りとする。

- (1) 広報記録委員・開催地委員・審判委員は委員会の委員に準じる。
- (2) 開催地委員のうち開催地から選出された委員は次の通り。
 - ①全国総体開催地委員は開催年度の前々年度から当年度までの3年間。
 - ②全国選抜開催地委員は開催年度の前年度から当年度までの2年間。
 - ③冬季合宿開催地委員は開催年度の前年度から当年度までの2年間。

第11条 各専門委員会は必要に応じて開催される。各専門委員会は年1回開催する。

第12条 理事長は必要に応じて各委員会・各専門委員会に出席して指導助言に当たる。特に開催地委員会には必ず出席する。

第13条 強化委員会について、規約・規定を補完するものとして内規を設ける。ただし、この内規は委員会の目的・業務を制約・縮小・もしくは形骸化しないよう留意すべきである。

第14条 この規定は

- 平成6年(1994)4月1日より施行する
- 平成10年(1998)8月6日一部改正
- 平成13年(2001)8月7日一部改正
- 平成14年(2002)8月6日一部改正
- 平成21年(2009)8月5日一部改正
- 平成29年(2017)7月28日第2条(3)一部改正
- 平成30年(2018)8月3日第1条一部改正
- 令和2年(2020)8月10日一部改正

[2] 総務委員会規定

第1条 総務委員会は本部の運営が円滑に行われることを目的とする。

第2条 総務委員会はおおむね次の事項を処理する。

- (1) 企画に関する事項
- (2) 規約・規定に関する事項
- (3) 事業計画(開催地)に関する事項
- (4) 会計(登録)に関する事項
- (5) 広報に関する事項
- (6) 表彰に関する事項
- (7) 慶弔に関する事項
- (8) 議事録の作成に関する事項
- (9) 各種登録・申請に関する事項

第3条 総務委員会に次の専門委員会を置く。

- (1) 広報記録委員会(ホームページ管理・年報制作)
- (2) その他必要な委員会

第4条 広報記録委員は各地区から1名ずつと事務局から2名を選出する。

第5条 この規定は

- 令和2年(2020)8月10日より施行する

[3] 強化委員会規定

第1条 強化委員会は選手の強化を図ることを目的とする。

第2条 強化委員会はおおむね次の事項を処理する。

- (1) 競技力向上に関する事項
- (2) 遠征に関する事項
- (3) 研修会(合宿)に関する事項
- (4) 遠征及び研修会(合宿)の選手選考
- (5) 指導者育成に関する事項
- (6) その他目的に添う事項

第3条 強化委員会の委員は各地区から責任者を各1名ずつ選出するとともに、必要により理事会が数名を加えることができる。

第4条 この規定は

- 平成7年(1995)7月31日より施行する
- 平成10年(1998)3月29日一部改正
- 平成21年(2009)8月5日一部改正
- 平成30年(2018)8月3日一部改正

[4] 競技運営委員会規定

第1条 競技運営委員会は各大会の競技運営が円滑に行われることを目的とする。

第2条 競技運営委員会はおおむね次の事項を処理する。

- (1) 大会要項・競技運営要項に関する事項
- (2) 審判基準(ルール)に関する事項
- (3) 規約・規定に関する事項
- (4) アンチドーピング等に関する事項

第3条 競技運営委員会に次の専門委員会を置く。

- (1) 開催地委員会
- (2) 審判委員会

第4条 各専門委員会の委員は次のように選出する。

- (1) 開催地委員は全国総体・全国選抜・冬季合宿の開催地の評議員とする。
- (2) 審判委員は経験・資格をもとに、原則として評議員より選出する。

第5条 この規定は

令和2年(2020)8月10日より施行する

8 会議規定

第1条 評議員会について次のように定める。

- (1) 年1回開催する。
- (2) 緊急を要する案件については書面をもって審議することもある。
- (3) 議長は部長とする。
- (4) 事務局は予め議事を書面にて用意しなければならない。
- (5) 代理者の出席を認める。
- (6) 議案提出を希望する場合は予め(1か月前まで)書面にて事務局に提出する。
- (7) 事務局は議事録を作成し、「部報」にて会議内容に周知徹底を図る。

第2条 理事会について次のように定める。

- (1) 最低年2回(下記)部長が招集する。ただし、必要が生じた場合は臨時に招集する。
 - ①全国総体時
 - ②全国選抜時
- (2) 議長は部長とする。
- (3) 事務局は予め議事を書面にて用意しなければならない。
- (4) 代理者の出席は認めない。
- (5) 各専門委員の出席は必要に応じて求める。
- (6) 議案提出を希望する場合は予め(1か月前まで)書面にて事務局に提出する。
- (7) 事務局は議事録を作成し、「部報」にて会議内容の周知徹底を図る。

第3条 正副理事長会・事務局会について次のように定める。

- (1) 業務の遂行と議案の整理のため、年3回を原則として部長が招集する。ただし、必要が生じた場合は臨時に招集する。
 - ①全国総体時
 - ②1～2月
 - ③全国選抜時
- (2) 議長は部長とする。
- (3) 事務局は予め議事を書面にて用意しなければならない。
- (4) 代理者の出席は認めない。
- (5) 事務局は議事録を作成し、理事会・評議員会の議案を整理・準備する。

第4条 この規定は

平成6年(1994)4月1日より施行する

平成14年(2002)8月6日一部改正

9 会計規定

第1条 本専門部の用務により出張した場合は、別に定める会計規定に基づき実費を支給する。ただし、宿泊費については、必要最低限の日数とする。

第2条 全国総体時に開催される理事会・評議員会、全国選抜時に開催される理事会等の旅費は各都道府県高体連の負担とする。ただし、各都道府県高体連から支給されない場合はこの限りではない。また、全国総体の競技役員としての旅費は実行委員会の負担とする。

第3条 前項と別に開催される理事会・正副理事長会等の旅費は実費を支給する。

第4条 この規定は
昭和63年(1988)8月1日より施行する
平成6年(1994)3月27日一部改正
平成14年(2002)8月6日一部改正
平成30年(2018)8月3日第2条一部改正

10 表彰規定

規約第17条により次の3つの表彰規定を定める。

[1] 役員・評議員等

第1条 役員、評議員、専門委員、事務局（以下役員・評議員等と称する）、監督として高等学校卓球競技の振興に貢献し、その功績顕著なる者（功労者）の榮譽を表彰するために必要な事項を定める。

第2条 被表彰者の選考基準は次のとおりとする。

- (1) 役員・評議員等として10年以上在任した者が退任する時。
- (2) 全国総体・全国選抜を開催した都道府県専門委員長（開催地専門委員長）。

第3条 被表彰者の推薦は都道府県専門委員長またはブロック理事が書面にて行う。

第4条 被表彰者の決定は推薦された者について理事会で行う。

第5条 (1)の表彰は退任した年度の全国総体時、(2)・(3)は次年度の当該大会時に行う。

第6条 表彰は賞状および記念品を授与する。

第7条 この規定は
昭和60年(1985)4月1日より適用する
平成6年(1994)3月27日一部改正
平成14年(2002)8月6日一部改正
平成21年(2009)8月5日一部改正
平成30年(2018)8月3日第2条一部改正

[2] 優秀選手

第1条 全国総体・全国選抜・全日本選手権（一般）・国際大会において優秀な成績を収めた選手を表彰するために必要な事項を定める。

第2条 表彰の種類は次の通りとする。

- (1) ランキング証
- (2) 殊勲賞
- (3) 敢闘賞
- (4) 栄光賞

第3条 表彰の基準は次の通りとする。

- (1) ランキング証
全国総体シングルのベスト16位に入った者及びダブルスのベスト8位に入った組に、順位を付けて授与する。
- (2) 殊勲賞
全国総体及び全国選抜の学校対抗において優勝した学校より男女1名を選考して授与する。
- (3) 敢闘賞
全国総体及び全国選抜の学校対抗において準優勝した学校より男女各1名を選考して授与する。
- (4) 栄光賞
全日本選手権（一般）・国際大会において優秀な成績を収めた選手に授与する。

第4条 ランキングの順位決定及び殊勲賞・敢闘賞受賞者の決定はその大会の正副競技運営委員長・審判長・記録委員長によって構成される委員会で行う。

第5条 栄光賞受賞者の決定は、世界選手権・オリンピック・全日本選手権は総務委員会から、国際大会は団長の申請に基づき理事会で行う。

第6条 第3条の(1)(2)(3)の表彰は種目別表彰式でランキング証・賞状を授与して行う。(4)は全国総体及び全国選抜の開会式で賞状と記念品を授与して行う。

第7条 この規定は
昭和62年(1987)3月26日より適用する
平成6年(1994)3月27日一部改正
平成10年(1998)3月29日一部改正

[3] 連続・通算出場校

第1条 全国総体及び全国選抜の学校対抗に連続・通算して一定回数出場した学校を表彰する。

第2条 表彰の種類は次の通りとする。

- (1) 連続出場
- (2) 通算出場

第3条 表彰の基準は次の通りとする。

- (1) 連続出場
全国総体及び全国選抜の学校対抗に連続して10年出場した時、以後10年ごと(20・30・40…)に表彰する。
- (2) 通算出場
全国総体及び全国選抜の学校対抗に通算して20回出場した時、以後10回ごと(30・40・50…)に表彰する。

第4条 表彰は表彰回数に達した年度の、それぞれの該当大会の開会式で行う。

第5条 被表彰校の推薦は各都道府県専門委員長(評議員)がそれぞれの大会1ヶ月前までに文書にて事務局に届け出る。事務局は保存する資料と照合する。

第6条 この規定は

平成6年(1994)3月27日一部改正して施行する

『注』通算出場校表彰は昭和62年(1987)8月に通算回数を明記して表彰した

平成29年(2017)7月28日第3条(2)一部改正

令和元年(2019)8月15日第3条一部改正

11 慶弔規定

第1条 規約第18条により本部の役員・評議員等および選手の慶弔について次の規定を定める。

第2条 死亡した場合

- (1) 役員・評議員等
弔慰金として30,000円を贈る。(弔意電報・供花代・香典を含む)
- (2) 選手(全国総体、全国選抜、国際大会、強化合宿等参加の場合)には弔慰金として10,000円を贈る。

第3条 病気の場合

- (1) 役員・評議員等
病気欠勤1か月以上におよぶ場合または公傷で3週間以上の入院治療を必要とする時は、見舞金として10,000円を贈る。
- (2) 選手が全国総体、全国選抜、国際大会、強化合宿等で重傷(2か月以上の入院治療を要する傷病)を受けた場合には、見舞金として5,000円を贈る。

第4条 役員が退職(教育界)・退任する場合は記念品を贈る。

第5条 この規定による贈与に対して、金品をもって返礼しない。

第6条 その他の支出については部長の判断による。

第7条 この規定は

昭和60年(1985)4月1日より施行する。

平成13年(2001)8月7日一部改正

平成24年(2012)7月31日一部改正

平成30年(2018)8月3日第1条第2条(1)1第3条(2)第6条第7条一部改正

(公財) 全国高等学校体育連盟卓球専門部OB会規約

第1条 (名称) 全国高等学校体育連盟(以下全国高体連と称す)卓球専門部OB会と称する。

第2条 (構成) 本会は全国高体連卓球専門部を愛する者によって構成される。

第3条 (目的) 本会は全国高体連卓球専門部役員を退任した者の親睦を図る事を目的とする。

第4条 (事業) 本会はその目的を達成するため、総会・研修会その他必要な事業を行う。

第5条 (組織) 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事長	1名
副幹事長	若干名
幹事	若干名

第6条 この規約は

平成3年(1991)8月8日より施行する。